

# 金城学院大学同窓会「野のはな」会則

- 第一条 名称 金城学院大学家政学部・生活環境学部同窓会「野のはな」
- 第二条 本部 名古屋市東区白壁三丁目2401-6 金城学院白百合館 みどり野会内
- 第三条 目的 会員相互の親睦を図り、教養を高めあい、母校との連絡を図るとともに、大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 会員
- 1 名誉会員 家政学部（家政学科・生活環境学部）、生活環境学部（生活環境情報学科、環境デザイン学科、食環境栄養学科、生活マネジメント学科）教員及び旧教員
  - 2 会 員 金城学院大学家政学部（家政学科・生活経営学科）、生活環境学部（生活環境情報学科、環境デザイン学科、食環境栄養学科、生活マネジメント学科）卒業生
  - 3 正 会 員 会員のうち、終身会費を納入した会員
- 第五条 事業
- 1 総会の開催 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決定する。
  - 2 会報の発行
  - 3 会員名簿の管理
  - 4 講演会及び親睦会など、必要と認める事業
  - 5 「野のはな」基金
  - 6 回生幹事会の開催
- 第六条 会計
- 1 終身会費（10,000円）を財源として運営される。
  - 2 在学生は卒業時に終身会費を納入する。
  - 3 この会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。
- 第七条 役員及び幹事
- 1 役員は正会員の中から選出する。

会 長	1名
副 会 長	1名
書 記	2名
会 計	2名
会計監査	2名
顧 問	若干名
  - 2 幹事は各回生の正会員の中から選出する（人選は各回生に委任する）
  - 3 役員任期は原則として2年とし、再選を妨げない。
- 第八条 この会則の改正は総会の承認をもって施行する。  
ただし、回生幹事会の承認をもって施行することもある。